

第6章

計画の推進体制

1 地域住民と行政との協働による推進

1-1 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく基本方針の推進

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」において、市民自治の実現、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会及び市の関係、役割及び責務を明らかにし、自治の基本原則を定めています。

あわせて、誰もが参画できる市民の自立と自律による市民主体のまちづくりを掲げていることを踏まえ、本プランのうち、基本方針においても、この条例の基本原則に準拠して、取組を推進します。

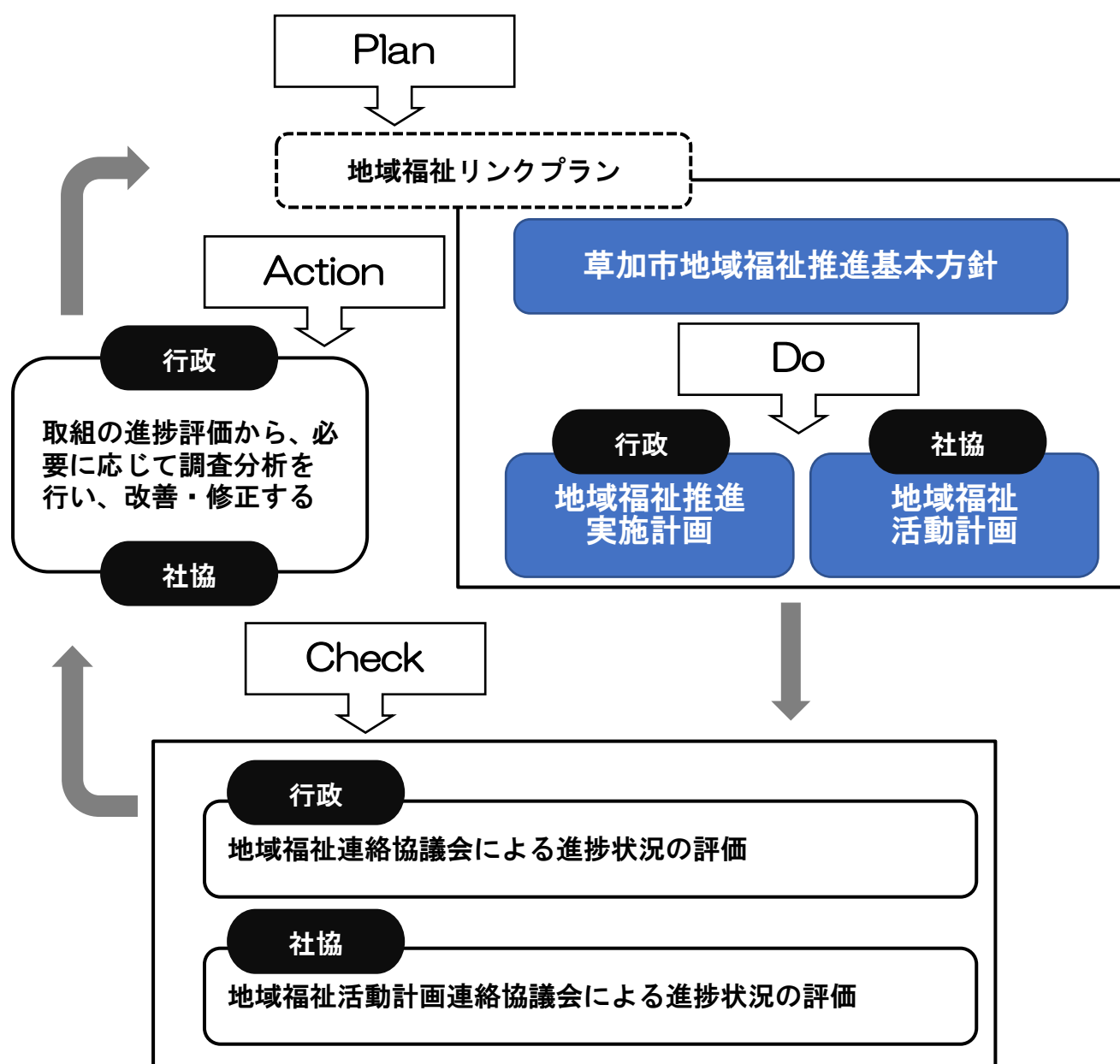
1-2 その他の市の計画との関係

地域福祉の推進は、地域に関わる全ての地域住民を対象としており、本プランは地域住民の自立した生活を支えるためのものとなります。このため、本プランのうち、基本方針の取り扱う分野は、福祉に限らず、広く医療、くらし、人権等多岐にわたっており、その他の市の計画との連携が求められます。

2 プランの推進体制と取組の進捗管理

本プランの推進体制として、本プランのうち、基本方針を取り扱う課が中心となり、具体的取組の政策立案や進捗管理を行っていきます。

また、本プランのうち、活動計画においては、地域福祉の中核である社協が中心となり、地域の社会資源とのネットワークを図り、地域の実情にあった地域のまちづくりを展開し、具体的取組の進捗管理を行っていきます。



3 地域福祉計画に盛り込むべき事項との照合

	事項	主な該当頁
1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
	就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉分野以外（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）の分野との連携	55, 69
	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野で、特に重点的に取り組む	88-93
	制度の狭間の課題への対応（ひきこもり、ソーシャルワーク体制整備等）	71
	生活困窮者のような分野横断的に対応できる体制	74
	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	68
	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	74
	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	74-75
	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	—
	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	77-78
	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	83
	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	65
	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	55
	地域住民等が主体的に地域活動課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	45
	地域づくりにおける官民共同の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進	85
	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	68, 71
	全庁的な体制整備	74, 83
2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
	福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	68, 74, 83
	社会福祉従業者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制整備	74, 83
	サービスの評価や内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	71
	成年後見制度・日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	77-78
	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	69
3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
	民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	65
	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	65
	福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	74, 83
4	地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	
	活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	57, 60, 62
	地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	65, 68, 74
	地域住民、サービス利用者の自立	55, 64
	地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	62
	住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進	55, 57, 62
	福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	83
	民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	60
5	包括的な支援体制の整備に関する事項	
	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活活動を把握し解決を試みることができる環境整備	71
	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	71, 74
	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	83

